

岩手県教育委員会告示第7号

岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり岩手県指定有形文化財を指定する。

平成26年11月7日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

指定番号	種別	名称	員数	所有者
有第249号	考古資料	渥美 灰釉壺	1点	盛岡市繫字湯ノ館121番地2 佐藤 弘